

第 1 回総合教育会議資料

日 時	平成 2 7 年 5 月 1 5 日（金） 午後 3 時から
場 所	市役所議会棟 3 階第 3 委員会室

第1回守谷市総合教育会議 次第

日時 平成27年5月15日（金）

午後3時から

場所 第3委員会室

- 1 市長あいさつ
- 2 教育長あいさつ
- 3 守谷市総合教育会議の概要について〔資料No.1〕
- 4 協議・調整事項
 - (1) 総合教育会議の運営について
 - ①守谷市総合教育会議運営要綱（案）〔資料No.2〕
 - ②守谷市総合教育会議傍聴要領（案）〔資料No.3〕
 - ③守谷市総合教育会議の開催予定（案）について〔資料No.4〕
 - (2) その他
- 5 閉会

〈配布資料〉

資料No.1	守谷市総合教育会議の概要について
資料No.2	守谷市総合教育会議運営要綱（案）
資料No.3	守谷市総合教育会議傍聴要領（案）
資料No.4	守谷市総合教育会議開催予定（案）
参考資料	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）

守谷市総合教育会議の概要について

1 設置の趣旨

教育に関する予算の編成・執行や条例案の提出など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会の意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に地方公共団体の長が総合教育会議を設置することになります。

2 位置付けと構成員

総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置付けになります。

市長と教育委員会のそれぞれの執行権限を会議の場で決定するものではないため、総合教育会議は決定機関ではありません。また、市長の諮問に応じて審議を行う諮問機関（地方自治法上の付属機関）でもありません。

総合教育会議の構成員は、市長と執行機関としての教育委員会であり、教育委員会からは教育長及び全ての教育委員が出席することが基本となります。他方、緊急事態で教育委員を招集する時間的余裕がない場合には、市長と教育長のみで会議を持つことも可能とされています。ただし、教育委員会の意思決定がされ教育長に委任されている場合は、その範囲内で、そうでない場合は一旦保留し、教育委員会で再検討し改めて市長と協議・調整することが必要となります。

また、総合教育会議は、市長と教育委員会という執行機関同士の協議・調整の場であることから、市長の代理者が出席し開催することは基本的に想定されていません。

3 協議・調整事項

(1) 協議・調整すべき事項

- ① 大綱の策定に関すること
- ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずるべき施策（法第1条の4第1項第1号）
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講じるべき措置（法第1条の4第1項第2号）

④ 構成員（市長及び教育委員会）の事務の調整

想定される事項

法第1条の4第1項第1号	法第1条の4第1項第2号
① 学校等の施設整備，教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など，予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項 ② 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携，青少年健全育成と生徒指導の連携，居所不明の児童生徒への対応，福祉部局と連携した総合的な放課後対策，子育て支援のように，市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項	① いじめ問題により児童，生徒等の自殺が発生した場合 ② 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合 ③ 災害の発生により，生命又は身体の被害は発生していないが，校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合 ④ 災害発生時の避難先での児童，生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある，福祉部局と連携する場合 ⑤ 犯罪の多発により，市立図書館等の社会教育施設でも，職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合 ⑥ いじめによる児童，生徒等の自殺が発生した場合のほか，いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合（法の権限を行使するにあたり総合教育会議を活用することで，より実効的ないじめ対策が期待される。）

（2）協議すべきでない事項

総合教育会議においては，教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み，教科書採択，個別の教職員人事等，特に政治的中立性の要請が高い事項については，協議題とするべきではないとされています。

（3）協議・調整結果の尊重義務

総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項に

については、市長と教育委員会は、その調整の結果を尊重しなければならないとされています。

総合教育会議において調整が行われた場合とは、市長及び教育委員会が合意した場合であり、双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならないという趣旨です。

市長と教育委員会の判断がわかれた場合、教育に関する予算の編成・執行等については市長が最終責任者として決定し、教育に関する事務の管理・執行については、教育委員会が最終責任者として決定することになります。

市長と教育委員会の教育に関する職務分担（法第21条及び22条）

市 長	教育委員会
◆大学に関すること。 ◆幼保連携型認定こども園に関すること。 ◆私立学校に関すること。 ◆教育財産の取得・処分 ◆契約の締結 ◆予算の執行	◆学校教育に関すること。 ○公立学校の設置，管理 ○教職員の人事・研修 ○児童生徒の入学，退学 ○学校の組織編成，教育課程 ◆生徒指導 ○教科書採択 ○校舎等の施設の整備 ◆社会教育に関すること。 ○講座，集会の開設等社会教育事業の実施 ○公民館，図書館，博物館等の設置，管理 ◆文化財の保護に関すること。 ◆学校における体育に関すること。 ◆文化に関すること。 ○文化事業の実施 ○文化施設の設置管理 ◆スポーツに関すること。 ○スポーツ事業の実施 ○スポーツ施設の設置管理

【用語】

① 会議における「調整」

教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの市長の権限に属する事務との調和を図ること。

② 会議における「協議」

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること。

守谷市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。第1条の4第9項の規定に基づき、守谷市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって組織する。

（会議）

第3条 会議の招集は、市長が会議の日時、場所及び会議に付すべき事件をあらかじめ通知して行う。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に対して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議は、緊急を要する場合には、市長と教育長だけで開催することができる。

4 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

5 会議の議事進行は、市長が行う。

（意見聴取）

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれのあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（議事録）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きの規定により非公開とした部分を除き、守谷市公式ホームページに掲載するものとする。

(事務局)

第9条 会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

守谷市総合教育会議傍聴要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、守谷市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定める。

（傍聴定員）

第2条 傍聴者の定員は10名とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は会議の開催場所の規模等を勘案して前項の定員を変更することができる。

3 傍聴希望者が、前各項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定するものとする。

（傍聴の受付）

第3条 傍聴の受付は、会議開始30分前から10分前までの間に行うものとする。

2 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所を受付簿に記入しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

（1）人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（2）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、かさの類を携帯している者

（3）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（4）写真機、録音機の類を携帯している者。ただし、第5条第3項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき総合教育会議の許可を得た者を除く。

（5）酒気を帯びている者

（6）異様な服装をしている者

（7）その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴しなければならない。

2 傍聴者は、傍聴する際は、次に掲げる事項を守らなければならない

（1）言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2）談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

- (3) はち巻、たすき類をする等示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (7) 前各号に掲げる事項のほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 3 傍聴者は、写真若しくはビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、総合教育会議の許可を得た者は、この限りではない。
- 4 傍聴者は、総合教育会議の指示に従わなければならない。
(傍聴者への配布資料等)
- 第6条 傍聴者には、会議次第、協議・調整を行う事項等を記載した資料その他総合教育会議が必要と認める資料を配布するものとする。
(傍聴者の退場)
- 第7条 傍聴者は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。
- 2 総合教育会議は、傍聴者がこの要領に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができるものとする。
(報道関係者の取扱い)
- 第8条 報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しない。
(その他)
- 第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要領は、平成27年5月15日から施行する。

守谷市総合教育会議開催予定（案）

平成27年度年間スケジュール

開催時期	協 議 題
5月15日（第1回）	・守谷市総合教育会議の運営に関する協議
8月頃	・教育，学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議・調整 ・教育に関する重要施策に関する協議・調整（平成28年度予算等）
適 時	・児童・生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講じる施策